

	ページまたは項目	意見	事業者回答
1	3.2-63(193)	(4)国土防災関係 森林法に基づく保安林の指定 森林法では保安林の指定の他、地域森林計画対象森林が定められている。	方法書p3.2-11(141)への反映となっておりました。準備書ではご指摘の箇所に確実に修正を反映いたします。
2	3.2-70(200)	表3.2-50 関係法令等による規制状況のまとめ 森林法においては、保安林だけでなく地域森林計画対象森林にも規制がか けられている。	方法書p3.2-11(141)への反映となっておりました。準備書ではご指摘の箇所に確実に修正を反映いたします。
3	2.2-13 (要約書:p15)	工事中の排水に関する事項 a.雨水排水 「沈砂池の容量を超える場合には上澄みを排水し、しがら柵を介して流速 を抑えた上で拡散して自然放流させる計画である。」とありますが、沈砂池か らの放流にあたっては、「拡散して自然放流させる」のではなく、既存の流域 界を踏まえ適切な防災措置を講じたうえで放流させる計画としてください。	関係機関との許認可手続きを踏まえて、排水施設計画におけ る流域流量計算を実施した上で、既存の流域界を踏まえた必 要な防災対策について検討いたします。
4	表6.2-1(34)	①改変による生息地の減少の環境保全措置の例として植生の早期回復とある が、失われるおそれのある植生をどのような手段で植生を復元させることを考 えておられますか。	植生の早期回復として、造成により生じる裸地部のうち切盛 法面を緑化することを想定しておりますが、計画熟度が高 まっておらず、手法については、検討しておりません。
5	表6.2-1(35) 6.2-45	騒音による餌資源の減少 想定される対象分類がなぜ鳥類だけなのでしょう。	改変区域内に生息及び採餌環境となりうる鳥類を想定いた しました。今後実施する調査結果を踏まえ、必要に応じて対象 となる分類についても、見直しを行います。
6	表6.2-1(35) 6.2-45	濁流の流入による生息 想定される対象分類に爬虫類や哺乳類が無いのはなぜなのでしょう。	準備書においては、調査により濁水による生息環境への営巢 が想定される重要な種等が確認された場合は、予測対象とし て選定いたします。
7	表6.2-1(43) 6.2-59	対象事業実施区域には重要種のみならず多くの動植物が生息・生育する結果で あるにもかかわらず、上位性種、典型性種の点から調査されるのは、数種のみ となっております。 クマタカ、ウグイス以外についての上位性種、典型性種については評価できな いのでしょうか。	方法書では文献その他の資料調査の確認種より食物連鎖を想 定し、選定を行いました。典型性注目種に関しては、文献調 査により対象事業実施区域が基盤環境として森林と草原が存 在していることから、両環境に広く生息すると考えられるウ グイスを選定いたしました。 今後の現況調査結果を踏まえ、適宜選定種については、見直 しを行ってまいります。

8	植物	配慮書の住民等の意見の中では、風車建設に伴う伐採や地形の改変により既存植生に対して、風の入り込みや日照りの入り込みによる林内の乾燥についての意見がありますが、これの調査方法・評価はどのようにされるのでしょうか。	植物相及び植生調査の踏査時には、風力発電機設置範囲近傍についても、調査いたします。また、林縁効果に関しては、予測評価に際し、専門家のご意見も踏まえながら進めていくことを考えています。
9	景観・人触れ	県民の皆様から広く支持される景観として、一般投票等を経て令和5年1月17日に「滋賀の眺望景観ビューポイント」が30箇所選定されたところです。主要な眺望点の抽出にあたってはこれらの箇所も必要に応じて検討に加えていただきますようお願いいたします。	「滋賀の眺望景観ビューポイント」については、いずれのビュースポットも風力発電機が視野角1.5度以上で視認される可能性がある範囲内に位置していない事を確認しており、眺望景観への影響は小さいと考え、選定しておりませんが引き続き、事業計画に応じて追加を検討いたします。
10	文化財	事業予定地 および近接地に 周知の埋蔵文化財は確認されておりませんが、事業予定地が広域 かつ掘削工事を伴うため、遺構・遺物等 発見の恐れがありますので、高島市教育委員会事務局教育総務部文化財課と協議し、その内容を遵守してください。	事業予定地内で遺構・遺物等を発見した際には、高島市教育委員会事務局教育総務部文化財課と協議し、その内容を遵守いたします。
11	鳥類（希少猛禽類および渡り鳥）	希少猛禽類の調査地点について、6.2-32(354)ページにおいてその設定根拠が、6.2-38(360)ページにおいてその調査位置が示されている。このうち、特にバードストライクが懸念される対象事業実施区域内を視認する調査地点は、St12（中央部を視認）、St13（中央部を視認）、St15（尾根部南側を視認）、St16（尾根部北側を視認）、の4点であるが、「猛禽類の視野範囲図」によると、それぞれの地点において対象事業実施区域内の上空だけでなく地上までも確認できる視野範囲は極めて限定的であると思われる、バードストライクの確実な予測評価を行うためにも、特に対象事業実施区域内については地上も含めて視認できる調査地点を確保すべきことが望ましいと思われる。令和5年9月22日（金）に開催された滋賀県環境影響評価審査会小委員会での説明において、希少猛禽類の前倒し調査が実施されているとのことであるが、その実施状況および実施結果の内容を示されること等により、方法書で設定している調査地点等において確実な予測評価を行うに足る十分な視野が確保できているか、教示いただきたい。	6.2-32(354)ページの設定根拠について、St1～5において対象事業実施区域を包含する更に広い範囲の調査範囲も視認できており、St6～13の天増川流域も広く対象事業実施区域を包含している範囲になります。更に視野図においてもSt15や16においては見上げの地点よりも視野が良いものと考えています。更に現在方法書に記載している地点に加え、調査を実施していく中で、状況に合わせて適宜視野の良い場所の地点を検討いたします。
12	鳥類（希少猛禽類および渡り鳥）	6.2-25(347)ページにおいて、渡り鳥の調査方法として「定点観察法による調査、夜間音声調査」を提示いただいているが、専門家等から「小鳥類は夜間渡るので、レーダー調査も検討してみてもどうか」との意見（6.2-80(402)ページ）や「ガン・カモ・ハクチョウ類は三方湖から琵琶湖への移動ルートがある」との意見（4.3-39(246)ページ）が出されているとおり、当該地域ではハクチョウ類や小鳥等の夜間に渡る鳥類の移動ルートとなっていることが示唆されていることから、当該地域の渡り鳥の正確な影響予測については精度の高い夜間調査が重要であると思われる。そういった観点から、夜間調査については音声調査のみではなくレーダー調査も検討すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。	対象事業実施区域の夜間の渡りを把握するためには、尾根部においてレーダーで鳥類をとらえられる範囲の開けた場所、且つ車両での機材搬入が可能なルート確保が必要となります。また夜間調査となるため、調査員の安全管理上、車両到達可能な場所で検討した結果、調査の実施が困難であると判断し、夜間の音声調査を実施することといたしました。

13	鳥類（希少猛禽類および渡り鳥）	<p>希少猛禽類および渡り鳥の観察調査における視野範囲について、調査地点から半径3kmがその範囲として設定されているが、3km先の鳥類をその種の特異も含めて視認することは非常に困難であることが懸念される。希少猛禽類の前倒し調査の実施状況および実施結果の内容を示されること等により、調査地点から半径3kmの範囲が視認可能であることを教示いただきたい。</p>	<p>「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法〔改訂版〕」（財団法人ダム水源環境整備センター、平成21年）ではクマタカを視認できる範囲として地点から3kmの範囲と記載されており、こちらを参考にしています。</p>
14	植物	<p>6.2-48(370)ページにおいて、植物相の調査期間等は「春、夏、秋の3季（各季1回）に実施する」とあるが、草本類に関しては早春にしか確認できない種も存在することから、早春も加えた4季の調査の実施を検討すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。</p>	<p>文献その他の資料調査より得られた植物重要種では、本地域を生育環境として、早春季のみ出現する種の確認がありませんでした。専門家へのヒアリングにおいて、3季とするご助言をいただきました。</p>
15	植物	<p>植生の調査地点（ブラウン・ブランケの植物社会学的直性調査法）について、6.2-50(372)ページにおいてその設定根拠が、6.2-51(373)ページにおいてその調査位置が示されているが、専門家等から「改変エリアに重きを置いて調査すべきである」との意見（6.2-86(408)ページ）にもあるとおり、本事業により特に改変区域の植生が大きく影響を受けることになるため、その影響の的確な予測評価のためには改変区域の植生の正確な把握が重要であることから、全域的な改変区域の調査地点増を検討すべきと考える。特に、標高838mのピークの北側から三十三間山山頂付近にかけての改変区域については、令和5年6月に実施した滋賀県自然環境保全課職員による現地調査により、自然度の高いブナ・アシウスギ群落が一定存在すると思われるが、この区域において調査地点が設定されていない理由を教示いただきたい。</p>	<p>調査地点選定においては、福井県側の情報も含む環境省の現存植生図を基に設定いたしました。専門家のご指摘も踏まえ、植生単位やその広がりを確認しながらコドラート地点の変更を想定しております。</p>
16	植物	<p>6.2-49(371)ページにおいて、植生の具体的な調査手法として「コドラート内の各植物の被度・群度を記録することにより行う」と示されているが、過去の県内における環境影響評価対象事業において、自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにするために、被度・群度の記録調査だけでなく、「林冠木のサイズ調査」等も実施された例がある。本事業の改変区域においても自然度の高い植生等が存在する可能性が高いことから、植生状況をより正確に把握するための毎木調査（本数・胸高直径）等の実施も検討すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。</p>	<p>本事業においても現況調査結果を踏まえ、更に検討していくものと考えますので、現段階ではご指摘の調査は実施を予定しておりません。</p>

17	景観	<p>景観の調査地点について、6.2-66(388)ページにおいてその設定根拠が、6.2-67(389)ページにおいてその調査位置が示されており、このうち、対象事業実施区域内からの眺望は地点の三十三間山山頂のみであるが、事業の実施が三十三間山の登山道からの景観に与える影響については、山頂からの景観のみならず、南北に伸びる尾根上の登山道中からの景観にも重大な影響が生じることが懸念される。また当該景観については、高島市景観計画の山地・山間地域に位置付けられていること等から、保全すべき景観資源であると考えられる。配慮書における知事意見でも示されているとおり、事業実施想定区域そのものを景観資源とした眺望景観を含む、三十三間山の尾根上の登山道からの眺望景観を予測・評価するための調査地点も追加すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。</p>	<p>方法書においては形式的に山頂を図示しております。今後の手続きにおいて、三十三間山の尾根上の登山道についても現地調査を実施し、準備書において、利用状況を踏まえ、適宜複数箇所から予測及び評価を実施いたします。</p>
18	景観	<p>対象事業実施区域の近傍には高島トレイルのコースが存在し、そのコース上には、調査地点として設定されている赤坂山と大谷山のみならず三重嶽や武奈ヶ嶽等も含まれており、事業の実施より広範囲にわたるコース上からの眺望景観に影響を与えることが懸念される。配慮書における知事意見でも示されているとおり、高島トレイルコース等については人と自然との触れ合いの活動の場としても重要であることから景観の調査地点として積極的に選定すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。</p>	<p>風力発電機が視野角1.5度以上で視認される可能性がある範囲を目安に、高島トレイル沿いに位置する、公的HP及びパンフレットにおいて眺望に関する情報が得られた地点については、方法書において主要な眺望点として選定しております。今後の現地調査において、登山客が利用するビュースポットが確認された場合には調査を実施し、適宜主要な眺望点に追加選定いたします。</p>
19	人触れ	<p>三十三間山は登山利用が行われているところ、年間登山者数やどのようなルートから利用されることが多いかなど利用の状況を定量的に把握することが必要と考えるが、6.2-70(392)ページにおいて示されている利用の状況に係る調査方法では、定量的な把握は困難と思われる。登山者カウンターや登山者用スマートフォンアプリの利用データ等を用いて定量的な調査・解析を行うことを検討すべきと考えるが、その見解を教示いただきたい。</p>	<p>三十三間山につきましては、「利用者数の多寡に関わらず配慮が必要な山」で、具体的な利用状況や利用特性（山中のどの場所でのどのような楽しみ方をされているか等）を把握すべきと考えており、引き続き小浜山の会の方々と協議を行う等、利用者のご意見を踏まえた配慮事項を検討する方針であります。</p>
20	-	<p>【事業実施に当たっては下記について留意願います。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室と協議してください。 ・流域変更は禁止しています。雨水排水計画の検討にあたっては、現状の流域界を変更しない計画としてください。 ・一級河川北川（天増川を含む）の河川区域及び河川保全区域内において、土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、または新たに工作物を設置する場合は、高島土木事務所管理調整課と協議の上、河川法に基づく許可を得てください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準（案）平成14年4月（滋賀県土木交通部河港課）」に基づき雨水排水計画を策定し、滋賀県広域河川政策室と協議いたします。 ・雨水排水計画の検討にあたっては、現状の流域界を変更しない計画となるよう林野庁と協議をいたします。 ・一級河川北川（天増川を含む）の河川区域及び河川保全区域内において、土地の掘削、盛土もしくは切土その他土地の形状を変更する行為を行う場合、または新たに工作物を設置する場合は、高島土木事務所管理調整課と協議の上、河川法に基づく許可を得るようにいたします。